

20210222【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その9:入国が許可される外国人の対象緩和)

【ポイント】

- 2月18日、フィリピン政府は、フィリピンへの入国が許可される外国人の対象を緩和する旨発表しました。
- 今回の措置に関する不明点は、在京フィリピン大使館、フィリピン外務省、フィリピン入国管理局等にご確認ください。

【本文】

1 2月18日、フィリピン政府は、IATF 決議第100号において、フィリピンへの入国が許可される外国人の対象を以下のとおり直ちに緩和すると発表しました。その概要は以下のとおりですが、正しくは、下記「IATF 決議第100号(入国が許可される外国人の対象緩和等)」をご確認ください。

- 2月18日付け IATF 決議第100号(入国が許可される外国人の対象緩和等)
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210218-IATF-RESO-100-RRD.pdf>

【以下、フィリピン政府の発表概要】

- (1) 入国時に既存の有効なビザを持っている外国人。
- (2) 既存の有効な特別居住退職者ビザ(SRRV)及び9(A)ビザの保持者で、フィリピン到着時に入国管理局に入国免除文書(entry exemption document) (※)を提示できる外国人。

※入国免除文書の取得方法については「駐日フィリピン共和国大使館(お知らせ: コミュニティ隔離下における外国人のフィリピン入国のための ビザ申請書類(IX. IATF 第98号決議により入国を許可された外国籍者))」をご参照ください。

- 駐日フィリピン共和国大使館(お知らせ: コミュニティ隔離下における外国人のフィリピン入国のための ビザ申請書類(IX. IATF 第98号決議により入国を許可された外国籍者))

<https://tokyo.philembassy.net/ja/01announcements/advisory-visa-requirements-for-foreign-nationals-allowed-to-enter-the-philippines-while-under-community-quarantine/>

- 2 今回の措置に関する不明点は在京フィリピン大使館、フィリピン外務省、フィリピン

入国管理局等にお問い合わせ下さい。

3 日本外務省は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大状況も踏まえ、フィリピンに対する感染症危険情報をレベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))としています。フィリピンへの渡航には、依然として様々なリスクが存在することを十分に理解し、渡航・居住する場合には、日常生活において十分な感染予防を心がけるとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報をご自身で確認するようにしてください。

【参考情報】

●2月18日付け IATF 決議第 100 号(入国が許可される外国人の対象緩和等)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210218-IATF-RESO-100-RRD.pdf>

●駐日フィリピン共和国大使館(お知らせ: コミュニティ隔離下における外国人のフィリピン入国のための ビザ申請書類(IX. IATF 第 98 号決議により入国を許可された外国籍者))

<https://tokyo.philembassy.net/ja/01announcements/advisory-visa-requirements-for-foreign-nationals-allowed-to-enter-the-philippines-while-under-community-quarantine/>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等(フィリピンへの入国を予定の方へ))

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

●日本外務省・海外安全ホームページ(感染症危険情報:フィリピン)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

※在セブ日本国総領事館のホームページから、新型コロナウイルス関連情報を含め、これまで在フィリピン日本国大使館(旧・在セブ領事事務所を含む)等から発出された「お知らせ」がご覧頂けます。

在セブ日本国総領事館:https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index.html

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所:7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話:(市外局番 032)231-7321

FAX:(市外局番 032)231-6843

ホームページ:https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィリピン日本国大使館

住所:2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話:(市外局番 02)8551-5710

FAX:(市外局番 02)8551-5785

ホームページ:http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html